



インフォマートが取り組む 社会全体、企業全体のDX

株式会社インフォマート
マーケティング部

部長 石倉 茂



株式会社インフォマートについて

当社は1998年2月に企業間電子商取引プラットフォームの運営を行うことを目的として設立されました。

経営理念を「グローバルなBtoBプラットフォーム企業を目指して」としており、この理念に入っている『BtoBプラットフォーム』というSaaSサービスを運営しています。BtoBプラットフォームは、企業と企業、企業と政府系機関等の発注と受注、請求書の発行と受取、契約書の送信および締結などをデジタルでやり取りできるのが特徴です。

また、ビジョンを「BtoBプラットフォームで、取引関係のある企業と企業を、社内を、ビジネスパーソンを、つないで結び会社経営、ビジネススタイルを大きく変えるシステムを提供する。企業や人が中心となり、自然に業界の垣根を越え、国の垣根を越え世界に広がるシステム、事業を構築し、グローバルなBtoBプラットフォーム企業を目指す。」としており、従来紙で行われていた受発注や請求業務等のデジタル化を進め、業務の効率化だけでなく、企業

経営、産業全体を高度化し、結果的に本来人間にしかできないことだけにフォーカスできるようにすることを目指しています。そして、デジタル技術を使役することで、一人ひとりが生活や仕事において本業をみつけ「人間らしく生きる」こと、自分たちの未来のために、自分らしさを取り戻すために、仕事をしていただけるビジネススタイルを創造したいと考えています。

インフォマートが取り組むDXについて

DXというワードを耳にしない日がないくらい、人口に膾炙されています。DXとはDigital とTransformationの2つから成り立つ言葉です。なお、TransformationのTransは『交差する』という意味があるため、交差を1文字で表す「X」が用いられています。

そして、このDXにはレベルがあります。レベル1はツール導入のフェーズです。これは紙で送られてくる請求書をPDFに置き換えてメール添付で送受信する事例が該当し、紙というアナログなものを電子文書に変換する事を指します。このPDF化を

DXと捉える方がいますが、これはDXの準備段階という位置づけです。

次にレベル2ですが、これは「業務をデジタル化する」ことです。見積書や発注書、請求書等をクラウド上のデジタルデータで取引をすることで、業務そのものをデジタルシフトさせることがレベル2の段階です。

そして、このレベル2でデジタルデータを蓄積することにより、データをビジネスに活用することが可能となります。個々の会社がデジタルデータを分析したり、各種システムとデータ連携できるようになると、その会社のDXが推進され、競争力が高まります。更にデジタルデータを蓄積した会社同士がデータを繋ぐと産業全体がデジタル化して、社会全体のパラダイムシフトが起こります。結果として、1社だけでは解決しえない社会課題に産業全体として取り組めるようになります。

当社が提供するBtoBプラットフォームはレベル2以降を実現できるサービスです。創業当初から法人間のデジタルデータを繋ぐプラットフォームの提供を使命として、プロダクト開発を行ってきました。



図1 BtoBプラットフォームは、商行為を格段に効率化し、生産性向上・時短とコスト削減・ペーパーレスによるエコを実現する

求、見積、契約など商売上のやり取りをウェブ上で行えるようにしたSaaSサービスです。

創業期に飲食業界向けに商談サービスや受発注サービスを始め、その後お客様のご要望の声を基に請求書サービス、契約書サービス、見積書サービスを全業界向けに提供するようになりました。そして、2021年には全業界向けに見積・受発注システムをローンチし、法人間取引における見積・契約・発注・受注・納品・請求までをデジタル化するプラットフォームをご提供できるようになりました。

また、BtoBプラットフォームは「単品売り・自前主義」ではなく、さまざまなベンダーと協業し、システム連携できるサービスを増やしています。私たちインフォーマットはあらゆるデジタルデータを繋ぐハブとなるプラットフォームを構築し、産業全体のDXを目指しています。

帳簿や決算書、請求書など国税関係帳簿・書類の保存・管理について

2022（令和4年）、改正電子帳簿保存法が施行され、帳簿や決算書、請求書など国税関係帳簿・書類を電子保存するためのハードルは下がりましたが、より厳格なデータの保存・管理が求められるようになりました。

電子帳簿保存法は帳簿や決算書、請求書など国税関係帳簿・書類を一定の条件

- ※1 IMD WOLRD COMPETITIVENESS CENTER [World Digital Competitiveness Ranking 2022]
<https://www.imd.org/centers/world-competitiveness-center/rankings/world-digital-competitiveness/>
- ※2 内閣官房IT総合戦略室「電子インボイスに係る取組状況について」令和2年12月9日
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo/dai1/siryoushu.pdf
- ※3 デジタルインボイス推進協議会 ―協議会設立の目的― <https://www.eipa.jp/about-us>

官民一体のデジタル化の取組みについて

スイスの国際経営開発研究所（IMD）が毎年発表している「世界主要各国のデジタル競争力ランキング」^{*1}によると、2022年の日本の順位は63カ国中29位と過去最低となりました。コロナ禍の影響で、世界レベルで急速なDXが進んだ結果と思われます。残念ながら過去最低となったものの、日本でも官民を挙げたデジタル化の取り組みが動き出しています。

例えば、政府のIT戦略である「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」は、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策を取りまとめたものです。その中で、経済活動・企業活動において『請求書・領収書に関連する手続、税・社会保険手続及び官民の各種手続における本人確認等がデジタル化されていないことが、中小・小規模事業者をはじめとする企業や、個人事業主などの生活者の日々の生活に負担となっているため、インボイス制度が導入される令和5年10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化

によって負担軽減を図る観点から、請求書・領収書のデジタル化、キャッシュレス化及び税・社会保険手続の電子化・自動化を促進する』^{*2}と明記しています。

また、官民連携のもと、2023（令和5）年10月の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」導入を見据え、デジタルインボイス推進協議会（英語名称：E-Invoice Promotion Association）が設立されています。インフォーマットも設立発起人10社のうちの1社として、デジタルインボイス推進協議会の会員となっております。同協議会はデジタルインボイスの標準仕様を策定・実証し、普及促進させることを目的として発足しました。そして、標準化・全体最適化され、現行の制度・仕組みからの移行可能性に配慮されたデジタルインボイス・システムの構築・普及を通じて、商取引全体のデジタル化と生産性向上に貢献することを目指し、活動しています^{*3}。

BtoBプラットフォームについて

BtoBプラットフォームとはBtoB（企業対企業）の商売上の取引を電子化・標準化するプラットフォームです。従来、書面やファクス、電話などで行われてきた発注、請



を満たして電子化して保存することを認める法律です。電子帳簿保存法には「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」「電子取引に係るデータ保存制度」という3つの制度があります。この3つの制度はそれぞれ対象となる帳簿や書類ごとに認められている保存方法が異なります。電子取引情報の電子データの保存義務化については2年の宥恕措置（経過措置）が取られましたが、義務化は決定事項であり、各社は帳簿や決算書、請求書など国税関係帳簿・書類を電子保存するための対応を迫られています。

一方で当社が2022年2月に実施したアンケート『経理・財務の業務内容に関する調査』（回答数1,093名）では、電子帳簿保存法について既に対応システムを導入している方の比率は21.2%、なんらかの対応策を検討しているがシステムを決めかねている方の比率は33%、対応する予定はない・わからないと回答した方の比率は合わせて43.5%という結果でした。

このような状況下で2023年10月にはインボイス制度が始まり、各社はインボイス制度・改正電子帳簿保存法どちらにも対応したシステムの導入が喫緊の課題になっています。

当社は請求書クラウドサービス「BtoBプラットフォーム 請求書」において、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「JIIMA」）が認証する「電子取引ソフト法的要件認証」を2021年6月に第1号認証取得しました。「電子取引ソフト法的要件認証」とは国税関係書類をコンピュータで作成し電子的にやり取りする場合の当該取引情報の保存を行う市販ソフトウェア及びソフトウェアサービスが、電子帳簿保存法第10条の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満足していると判

断したものを認証するものです。

更に、2022年7月に当社の「BtoBプラットフォーム 契約書」がJIIMAの「電子取引ソフト法的要件認証」および「電帳法スキャナ保存ソフト認証」を取得しました。

これにより、法人各社がDXを推進する上で課題となる帳簿や決算書、請求書、契約書など国税関係帳簿・書類の保存・管理において、お客様により安心してご導入・ご利用いただけるサービスを提供できるようになりました。

事例について

当社の「BtoBプラットフォーム 請求書」を導入いただいた法人様が3カ月で電子帳簿保存法に対応された事例をご紹介します。

その法人様は当初、改正電子帳簿保存法対応を諦めかけていたそうですが、「BtoBプラットフォーム 請求書」で対応を実施してみると思いのほかうまくいき、3カ月で電帳法対応されました。この法人様は「半年あれば十分余裕を持って対応できる」という感想を持たれました。また、取引先様に対応への協力をお願いしたところ、スピーディーに対応いただけたそうです。

また、別の法人様は書面で締結する契約書の管理にかかる業務負荷が長年の課題でしたが、「BtoBプラットフォーム 契約書」を導入いただき、課題を解決されました。

この法人様は自社サーバー上にスキャンしたデータを格納していました。ファイル格納と台帳管理、および現場部署からの問い合わせ対応に、日々かなりの手間と時間を費やされていました。例えば、部署異動により、以前見ることができていた書類にアクセスできなくなった、必要なファイルがどこにあるかわからないといった問い

合わせの対応に常に追われていました。更に、契約書のコピーファイルを作って各部署専用のフォルダに格納するケースがあり、複数の場所に同じ契約書が存在している状態が発生していました。また、契約の期限管理も法務担当者にとって重い負担でした。これら諸課題を改正電子帳簿保存法に対応している「BtoBプラットフォーム 契約書」を導入し解決しました。BtoBプラットフォーム上で書面の契約書データと、電子契約書データが一元管理できる上、閲覧権限の設定も簡易かつ柔軟に行える為、上記負担を軽減できたのです。契約書の確認についてもタイトルや社名から簡単に検索でき、書類を探す手間が大幅に緩和されました。そして、契約の申請から発行、締結完了まで1日以内で完結し、業務上のスピードが格段に上がりました。

このように、BtoBプラットフォームは書類の保管・管理に関する課題を解決する事例を多く作り、日本のDXに貢献しております。

最後に

DXにより社会制度や従来の枠組みが急速に変化しつつある時代において、社会全体がデジタルのスピードとサイクルに慣れていくことが重要であると同時に、誰も残さず、誰もがデジタルで世界をつなげるように社会の仕組みを作っていく必要があります。デジタル庁も「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を。」をミッションとして掲げています。

DXの先に描く未来がすべての人に明るい、心地よいものとなるよう、当社はこれからもDXに邁進したいと思います。